

いわき市環境まちづくり推進基金条例

(設置)

第1条 市、事業者及び市民が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然とが健全に共生できるまちづくりの推進に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、いわき市環境まちづくり推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度の予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の運用等)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、次に掲げる事業の実施又は当該事業の助成に要する経費に充てるものとする。

- (1) 環境の保全に係る知識の普及に関する事業
- (2) 環境の保全に係る実践的な活動の支援に関する事業
- (3) その他本市の環境保全のための施策を推進するために必要と認められる事業

2 前項の収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して処理する。この場合において、収益の額が前項各号に掲げる事業の実施又は当該事業の助成に要する経費の額を超過した場合は、当該超過額に相当する額を基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第4条第1項各号に掲げる事業の実施又は当該事業の助成に要する経費に充てるため、市長が特に必要と認める場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。